

**日吉津村会計年度任用職員（パートタイム）採用試験  
受験案内  
＜ 調 理 員 ＞**

**1 受付期間**

受付期間	令和8年5月26日(火)～募集終了まで * 受付時間：午前8時30分～午後5時00分 (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。) * 受付方法：日吉津村役場総務課へ履歴書を持参もしくは郵送
------	--

**2 試験の日時、会場、試験内容**

試験日時	随時実施（申込受付後調整）
試験会場	日吉津村役場2階 会議室 もしくは ヴィレステひえづ 会議室
試験内容	○面接試験 適性等について個別面接 * 受験者多数の場合は、面接が実施されるまでに、30分～1時間程度お待ちいただく場合があります。

**3 受験申込手続**

応募条件	書類を提出いただく前に、現場（施設内）の見学をしてください。 見学の日時調整については、ミライトひえづ（0859-27-0718）までご連絡ください。
申込書類	○履歴書（顔写真を添付） 1部 * 履歴書の上部余白部分に「調理員パートタイム」を朱書してください。 * 併願はできません。 * 資格について、必ず資格欄への記載をお願いします。 ○調理師等免許のコピー 1部 * 採用決定後、在職証明書（本村以外の保育園等で調理師等としての勤務がある場合のみ）を提出することによって、給料格付けを決定します。未提出の場合は、反映させません。 * 受理した応募書類は返却しません（個人情報の観点から適正に取り扱います。）
申 込 先 及 び 問 合 せ 先	日吉津村役場 総務課 総務室 〒689-3553 日吉津村日吉津 872-15（日吉津村役場1階） 電話 0859-27-5950 ※ご不明な点は、上記問い合わせ先までお尋ねください。

**4 合格者の発表**

発表方法	可否通知書を5日後を目途に、受験者全員へ郵送しお知らせします。
------	---------------------------------

## 5 募集する職、採用予定者数、主な職務内容、受験資格等

配 属 先	ひえづこども園（日吉津村大字日吉津 967-2 ミライトひえづ内）		
募 集 す る 職	調理員	採用予定者数	1名
主 な 職 務 内 容	○こども園での調理業務（約170食分の調理 ※生後6ヶ月からの離乳食、アレルギー対応食およびその他個別対応食を含む） ○給食に係わる事務（パソコン入力作業含む）		
受 験 資 格	○保育所や学校等の給食現場で調理業務の経験のある方 ○調理師（栄養士）の資格があれば尚可 ※次のいずれかに該当する人は、受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		

## 6 合格者の採用及び勤務条件等

任用期間	採用決定日 ～ 令和9年3月31日（※予算措置の状況等に応じて令和9年4月以降に再度任用される場合があります。）		
給 与	調理師（栄養士） 時給 1,231円 ～ 1,386円 無資格 時給 1,203円 ※採用日前における職歴に応じて給与月額を決定します。 ※今後の給与改定等の状況により、支給額が変動する可能性があります。		
諸手当	期末勤勉手当：12月に支給あり 通勤手当：片道2km以上の場合、距離数に応じて別途支給。 時間外勤務手当：基本無いが、依頼した場合は別途支給。 その他一定の条件のもと、退職手当の支給があります。		
勤務日	勤務時間：1週間当たり20時間～35時間以内 勤務日時：午前8時30分～午後5時15分の間で調整 月曜日～土曜日（祝日は除く。12/29～1/3は休日） ※休日は毎週日曜日、祝日とします。土曜日に勤務を行う場合は、平日に振り替えて休暇とします。 ※勤務時間応相談		
休 暇	一定の条件のもと、次の休暇・制度があります。 年次有給休暇 採用日に応じて付与（最大10日） 特別休暇【有給】夏季休暇、忌引休暇、子の看護等休暇、産前・産後休暇など 【無給】病気休暇、介護休暇など その他に育児休業制度などがあります。		
社会保険	週20時間以上の勤務で、健康保険（市町村共済組合）、厚生年金保険および雇用保険の適用があります。		
労 災	労働者災害補償保険制度が適用されます。		
服 務	地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）		
その他	健康診断及びストレスチェックあり。 応募資格が無いこと及び履歴書記載事項に虚偽のあることが判明した場合、合格を取り消すことがあります。 地方公務員法の規定に基づき採用はすべて条件付とし、採用後1ヶ月の勤務成績が良好であった場合に会計年度任用職員として正式採用となります。		